

【重要事項説明書】

令和 7 年 5 月 16 日現在

1. 事業の目的

社会福祉法人鳩山松寿会が開設する地域密着型通所事業所及び第 1 号通所事業所「鳩山松寿園デイサービスセンター」（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業及び第 1 号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護、要支援、事業対象者の状態にある高齢者等（以下、「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

2. 運営方針

- （1）事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- （2）事業者の従業者は、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感解消及び心身機能維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担軽減を図るものとする。
- （3）事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービスの提供に努めるものとする。

3. 鳩山松寿園デイサービスセンターの概要

- （1）提供できるサービスの種類 地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業のサービス及び付随サービス
- （2）施設の名称及び所在地等

施設名称	鳩山松寿園デイサービスセンター
所在地	埼玉県比企郡鳩山町小用 5 5 4 番地
介護保険指定番号	1 1 9 3 2 0 0 2 4 1
電話番号	0 4 9 - 2 9 6 - 5 8 5 5
サービス提供対象地域	鳩山町

（3）同センターの職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1 名		サービス管理全般	1 名
生活相談員	2 名（管理者と兼務）	0 名	生活上の相談等	1 名以上
介護職員		1 名以上	日常介護業務等	1 名以上

（4）同センターの設備の概要

定員	1 5 名	休憩室	1 室
食堂・機能訓練室	1 室	相談室	1 室
浴室（特浴）	1 室	送迎車	3 台

（5）営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日・８：３０から１７：３０
サービス提供時間	９：２０～１６：３０
休み	日曜日・年末年始（１２月２９日～１月３日）
緊急連絡先	０４９－２９６－２１２１（鳩山松寿園）

４．サービス内容

- ① 日常生活上の世話
- ② 食事の提供
- ③ 入浴
- ④ 機能訓練
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎
- ⑦ 相談
- ⑧ 家族指導

５．料金

（１）利用料金（自己負担分）※７時間以上８時間未満

１日あたりの利用料金 概算	１，８１８円
内 訳	
基本利用料	９７２円（要介護２）
サービス提供体制加算（Ⅰ）	２５円（１割自己負担）１回あたり
若年性認知症利用者受入加算 対象者のみ算定	円（ につき）
入 浴 介 助 加 算 （Ⅰ）	４４円（１割自己負担）
昼 食 代	５８０円
お や つ 代	１２０円
夕 食 代	円 ※希望者のみ
科学的介護推進体制加算	４４円
ADL維持等加算(Ⅰ) 対象者のみ算定	３３円
ADL維持等加算(Ⅱ) 対象者のみ算定	円
通常の時間を超えて事業を受ける場合	１時間あたり１，５００円 ※希望者のみ

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）９.０％別途負担。

※その他 上記のほか、おむつ代、レクリエーション費用の一部等は自己負担となります。

（２）交通費

定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用として、通常事業の実施地域を越えてから、片道分１kmごとに３５円を徴収できるものとします。

（３）支払方法

毎月、１０日までに前月分の請求をいたしますので、２０日までにお支払い下さい。
お支払いいただきますと、領収書を発行します。

６．サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画等の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。その後センターへご連絡していただければ、当センター職員がお伺いいたします。地域密着型通所介護計画等を作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③その他

・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者又はその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当センターや当センターの従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

7. 秘密保持

事業者及びサービス従業者は、サービス提供をするうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことなく、サービス担当者会議などサービス提供に必要なこと以外に用いません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、下記緊急連絡先により、主治医、家族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡します。また、家族等連絡が取れない場合はセンターの判断で適切な対応を行います。

○緊急連絡先

①氏 名 _____ 続 柄 _____
住 所 〒 _____
電話番号 _____ 携帯電話 _____

②氏 名 _____ 続 柄 _____

住 所 〒
電話番号 携帯電話

○主治医

病院名
医師名
住 所 〒
電話番号 携帯電話

10. サービス内容に関する苦情・相談窓口

当センターの通所介護に関するご相談・苦情は下記窓口で承ります。

担当者 片山 昭二
電 話 049-296-5855
受付時間 8:30～17:30

当事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員は、次の通りで苦情解決に努めております。

- ① 苦情解決責任者 片山 昭二 (管理者)
- ② 苦情受付担当者 片山 昭二・池上 裕子 (生活相談員)
- ③ 第三者委員 (1) 安西 研昌 (僧侶)
連絡先 〒350-0416 入間郡越生町越生 704 TEL 049-292-2265
(2) 藤縄 雅啓 (司法書士)
連絡先 〒350-0233 坂戸市南町 31-21 TEL 049-281-8585

④ 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることも出来ます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。
(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く) 第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

⑤ 施設で解決出来ない苦情は、次のいずれかの機関に直接協議を申し立てることが出来ます。

(1) 鳩山町役場 長寿福祉課

住所：〒350-0392 比企郡鳩山町大豆戸 184-16
電話：049-296-1210 (直通) Fax：049-296-3390

(2) 埼玉県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険課苦情対応係

住所：〒338-0002 さいたま市中央区下落合 1704
電話：048-824-2568 Fax：048-824-2561

(3) 埼玉県社会福祉協議会内 運営適正化委員会 福祉サービス苦情相談係

住所：〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

電話：048-822-1243

Fax：048-822-1406

1.1. 虐待の防止に関する事項

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を行うこととします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を準備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 前③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおきます。

1.2. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、下記の必要な措置を講じるものとします。

- ① 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

1.3. 提供するサービスの第三者評価実施状況について

第三者評価の実施の有無	有 ☒ 無 ☐
-------------	--

令和 7 年 5 月 16 日

事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県比企郡鳩山町大字小用 5 5 4 番地

名称 鳩山松寿園デイサービスセンター

説明者氏名 片山 昭二 ㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 <氏名>

㊞

(代理人) <氏名>

㊞